

三重県公共事業事後評価試行要領

第1 事後評価の目的

三重県が実施する公共事業の効率性、実施過程の透明性の確保及び向上を図るため、事業完了後の効果、周辺環境への影響等を確認し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、評価手法等へ反映することを目的とする。

第2 試行要領の位置づけ

本要領に基づき、一部の事業を対象に試行的に事後評価を実施し、その結果を踏まえて、事後評価要領を定めるものとする。

第3 事後評価対象事業

対象事業は、県が実施した事業のうち、維持管理事業及び災害復旧事業を除く、事業完了後一定期間を経過した（原則として5年後）事業から、事業の規模、特性を考慮して選定するものとする。

なお、評価を実施する場合の事業の単位は、一貫した評価を行う観点から、原則として事前評価又は再評価における単位を基本とする。

第4 評価の視点

事後評価は、事業主体が、事業の実施経過等を踏まえ、以下の視点について、事業特性に応じた具体的な評価項目を設定し、事業の効果等について、総合的かつ、客観的に評価を行うものとする。

- 1 事業の効果
- 2 事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化
- 3 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 4 県民の意見
- 5 今後の課題等

第5 事後評価の試行

事業主体は、事後評価対象事業を選定し、関係する市町村等の意見の聴取、事後評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、事後評価書を作成し、各部の評価担当チームを経て三重県公共事業総合推進本部事務局へ提出する。

第6 事後評価委員会

事業主体は、三重県公共事業再評価審査委員会の意見を聴くものとする。

第7 評価結果の公表

三重県公共事業総合推進本部は、事後評価内容を公表する。

附則

この要領は、平成14年7月11日から施行する。